

# 尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち次の各号に掲げる事業を行う事業所（以下「第1号事業所」という。）の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 尾張旭市総合事業従来型訪問サービス
  - (2) 尾張旭市総合事業従来型通所サービス
  - (3) 尾張旭市総合事業運動型通所サービス
- (指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定に関する申請は、指定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第115条の15の5第1項の規定に基づき、別に定める事業種別ごとの人員、設備及び運営に関する基準（以下「人員等基準」という。）を満たしている事業者を指定する。

3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定により指定を受けた者（以下「指定第1号事業者」という。）が、第1号事業支給費の給付を受けるための申請は、第1号事業支給費算定に係る届出書（第3号様式）（以下「第1号事業支給費算定届」という。）により行うものとする。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定に基づき、平成27年4月1日に現行の訪問介護相当若しくは現行の通所介護相当（ただし、市外に所在する事業所を除く。）の指定を受けたものとみなされた者に関する現行の訪問介護相当若しくは現行の通所介護相当の第1号事業支給費の給付を受けるための申請については、第1号事業支給費算定届による届出を不要とする。

## (変更の届出)

第3条 指定第1号事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他事業種別ごとに次に定める事項に変更があったときは、10日以内に変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 尾張旭市総合事業従来型訪問サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ウ 事業所の平面図
- エ 利用者の推定数
- オ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- カ 運営規程
- キ 当該申請における事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項
- ク 役員の名、生年月日及び住所

(2) 尾張旭市総合事業従来型通所サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- エ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- オ 運営規程
- カ 当該申請における事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項
- キ 役員の名、生年月日及び住所

(3) 尾張旭市総合事業運動型通所サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（ただし、申請者が法人でないときを除く。）
- ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- エ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- オ 運営規程
- カ 当該申請における事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項
- キ 役員の名、生年月日及び住所（ただし、申請者が法人でないときを除く。）

(指定の更新)

第4条 法第115条の45の6に規定する指定の更新の申請は、第1号事業所ごとに指定更新申請書(第5号様式)により行うものとする。

(廃止若しくは休止の届出)

第5条 規則第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、廃止若しくは休止しようとする日の1か月前までに廃止・休止届出書(第6号様式)により行うものとする。

2 指定第1号事業者は、前項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定第1号事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(再開の届出)

第6条 指定第1号事業者は、休止した当該第1号事業を再開したときは、10日以内にその旨を再開届出書(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。